○農林水産省告示第八百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年五月二十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県喜多郡内子町本川三七三六の七、三七三八の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年五月二十日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県北宇和郡鬼北町大字父野川下一九七二の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百六号

へい殺畜等手当金及びへい殺畜等焼却埋却費交付金交付規程（昭和三十二年二月十一日農林省告示第百十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年五月二十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

第三条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　手当金について、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第五十八条の規定による財務大臣との協議の結果、概算払をすることができると認められた場合には、前項の規定にかかわらず、手当金の概算払を受けようとする者は、別記様式第一号の二による概算払申請書（以下「概算払申請書」という。）を都道府県知事を経由して提出することができる。

3　前項の手当金の概算払を受けた者は、同項の概算払申請書を提出した日から六月以内に、第一項の申請書を都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

第七条中「第三条第一項、第四条第一項及び第五条」を「第三条第一項から第三項まで、第四条第一項、第五条及び第六条」とし、同条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

第六条　都道府県知事は、概算払申請書を農林水産大臣に進達する場合には、当該概算払申請に係る概算評価意見具申書（別記様式第七号又は第八号）を当該申請書に添付するものとする。

別記様式第一号の次に次の様式を加える。

様式第１号の２

へい殺畜等手当金概算払申請書

年　月　日

農林水産大臣　殿

住　所

氏　名　印　申請者が代理人である場合には何某ほか何名代理人氏名　印

下記のとおり家畜伝染病予防法第58条第１項の規定による手当金○○○円の概算払を受けたいので、へい殺畜等手当金及びへい殺畜等焼却埋却費交付金交付規程により申請します。

記

番　号	病　名	家畜の種類又は物品名	手当金概算払申請額	備　考
			円	
計			円	

(注)

1　申請者が代理人である場合には、手当金の概算払の申請及び受領に関する権限の委任を受けたことを証明する委任状を申請書に添付すること。

2　番号欄には同一の家畜又は物品については様式第７号又は第８号の番号と同一の番号を付すること。

別記様式第六号の次に次の二様式を加える。

様式第７号

動物概算評価意見具申書

年　月　日

○○県（道府県）知事　氏　名印

標記について、下記のとおり意見を具申する。

記

番　号	動物の種類	殺命令年月日殺（死亡）年月日	性別及び年齢	品種	用役	動物の概算評価額	所有者 住所	所有者 氏名
（病名）（法第58条第１項第　号）								
						円		
小　計			（頭羽数）			円		

番　号	動物の種類	殺命令年月日殺（死亡）年月日	性別及び年齢	品種	用役	動物の概算評価額	所有者 住所	所有者 氏名
（病名）（法第58条第１項第　号）								
小　計			（頭羽数）			円		
計			（頭羽数）			円		

(注)　番号は、動物の種類別及び家畜伝染病別に毎年４月１日から翌年３月31日までの一連番号によって動物各個に付し、末尾番号の次に小計欄を設けること。

様式第８号

物品概算評価意見具申書

年　月　日

○○県（道府県）知事　氏　名印

標記について、下記のとおり意見を具申する。

記

番　号	物品名	患畜又は疑似患畜の発生月日	物品概算評価額	所有者 住所	所有者 氏名	担当家畜防疫員 氏名
（病名）（法第58条第１項第　号）						
			円			
計			円			

(注)　番号は、物品の種類別及び家畜伝染病別に毎年４月１日から翌年３月31日までの一連番号によって物品各個に付すこと。